

## 小売業

## 新型コロナウイルス感染症対策実施宣言

私たちはお客様に安全に安心してお買い物いただくために、の取組を実施します。

店舗名 西成もたぎ有限公司

## 1 店舗における感染予防対策

## ① 身体的距離の確保

- 店内での滞在に際し、お客様に掲示・アナウンスの実施などにより、対人距離(できるだけ2mを目安に(最低1m))の確保を促します。
- レジ前や入店前など店舗内外でお客様が列に並ぶ際には、床に目印を付すことや掲示・アナウンスの実施などにより、対人距離の確保を促します。
- サッカー台(会計後に袋詰めをする台)でのお客様による袋詰めの作業において、掲示・アナウンスの実施などにより、対人距離の確保を促します。

## ② 清掃・消毒

- 従業員に対しこまめな手洗い・手指消毒を励行するほか、必要に応じ手指の消毒設備を入口及び施設内に設置すること等によりお客様の手指の消毒もお願いします。
- 買物カゴ、買物カートのハンドル部分、扉の取っ手など、お客様や従業員が手を触れることが多い箇所・機材等は定期的に消毒します。
- トイレについて、トイレの蓋がある場合には蓋を閉めて汚物を流すよう表示し、不特定多数が接触する場所は消毒を行うとともに、ハンドドライヤーのほか共通のタオルの使用は行いません。
- ゴミの廃棄については、鼻水・唾液などが付いたゴミが入っていることを想定しビニール袋等に入れて密閉して縛るほか、ごみを回収する人はマスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗います。
- 休憩スペースやフードコートテーブル・椅子・タッチ式の案内パネルなど不特定多数が共用する物品やお客様や、従業員が手を触れることが多い箇所・機材等は定期的に消毒します。

## ③ 接触感染・飛沫感染の防止

- 透明間仕切り等の設置などによるレジ前での飛沫感染防止の取組を行います。(透明間仕切り等が従業員やお客様に触れないように注意します。)
- 自動精算機・キャッシュレス決済の利用を促進します。
- 現金の受け渡しは現金トレーを使用します。
- 従業員が対面による販売・説明・サービスを行う際などには、感染予防の観点から、マスクやフェイスシールド等の着用等による必要な感染予防の措置を行います。
- 特に一般医薬品や化粧品のカウンセリング時には、お客様との真正面での立ち位置を避け、適切な接客時間に留意します。

## ④ 換気の徹底

- 施設内は換気設備または窓やドアを30分に1回程度開放することにより室内の換気に努めます。

## ⑤ 商品陳列当

- 惣菜・ペーカリー等、お客様が自ら取り分ける販売方法についてはパック・袋詰め販売へ変更します。
- 食料品の試食販売を中止します。

## ⑥ 店舗内混雑の緩和

- 混雑につながるような販売促進策を自粛します。
- 1グループ1人または少人数での入店を呼びかけます。

## 小売業

## ⑦ 店舗内施設の利用等

- イートインスペースや休憩スペース、フードコート等については、お客様の席の間隔（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保するとともに、近距離で対面しての食事や長時間の会話をしないようにするなど、必要に応じて利用を制限します。（同一グループの場合はこの限りではありません。）

## ⑧ お客様に対するお願い

- 発熱や軽度の呼吸器症状があるお客様には、入店の自粛をお願いします。
- 入店時にマスクの着用や必要に応じ手指の消毒などの実施をお願いします。
- 従業員への問い合わせや他のお客様との会話はできるだけ控えることをお願いします。
- 現金を数える際に指をなめるなどの感染懸念行為を行わないことをお願いします。
- 可能な限り購入しない品物への接触を避けることをお願いします。
- 従業員との接触を避けるため電子決済や自動精算機の利用をお願いします。
- マイバックへの袋詰めはお客様自身で実施することをお願いします。

## ⑨ 従業員の感染予防

- 従業員に対し、感染症予防に関する基本的な知識を周知し、感染防止策を徹底します。
- 従業員用の休憩所や事務所等のバックヤードにおいても、「三つの密」を避けるための対策を講じます。
- 共有電話など複数の従業員が触れる箇所・機材等は定期的に消毒を行います。
- 咳エチケットを徹底します。
- 出勤前に体温測定、自覚症状の確認を行い記録します。
- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある場合には、所属長に連絡し自宅待機します。
- 出勤時、使用后、売場・厨房・製造加工施設への入場時等における手洗い、手指の消毒を徹底します。
- 勤務に際し、適切な休息の確保や水分補給など健康維持に必要な対応を行います。
- 従業員一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行います。
- 出入り事業者やテナント従業員に対しても、これらの感染予防・健康管理に関する取組の促進を要請します。